

旭市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成25年11月12日

旭市監査委員 木村哲三

旭市監査委員 嶋田茂樹

平成25年度

財政援助団体等監査報告書

旭市監査委員

# 平成 25 年度財政援助団体等監査報告書

## 第 1 監査対象団体及び監査内容

監 査 対 象 団 体	監査内容	所 管 課
特定非営利活動法人 旭市手をつなぐ育成会	旭市福祉作業所指定管理者	社会福祉課

## 第 2 監査の期間

平成 25 年 10 月 4 日から平成 25 年 11 月 12 日まで

※ 説明聴取日 平成 25 年 10 月 29 日

## 第 3 監査の場所

旭市監査委員事務局

## 第 4 監査の範囲及び方法

### 1 指定管理者

指定管理者による管理について、平成 24 年度に執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務の執行状況等の項目について、事前に関係書類の提出を求め、下記「監査の主眼」に基づいて調査するとともに、関係職員の説明を聴取した。

## 第 5 監査の主眼

### 1 指定管理者

- (1) 管理業務の執行は、法令及び協定書等の目的及び条件に従って実施されていたか。
- (2) 管理業務に係る出納その他事務の執行が適正かつ効率的に行われていたか。

### 2 所管課

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、条例、規則等により明確に定められ、その指定は、適正・公正に行なわれていたか。
- (2) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われていたか。
- (3) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っていたか。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

### 1 旭市福祉作業所について

#### (1) 施設の概要

所在地	敷地面積	建物		
		建設年度	構造	延床面積
旭市鎌数9163番地1	m <sup>2</sup> 146	H8	鉄骨スレート平屋	m <sup>2</sup> 103

#### (2) 指定管理者

特定非営利活動法人 旭市手をつなぐ育成会

#### (3) 経営方針

障害を持つ人たち、一人ひとりの考え方や願いを大切にして、仲間同士のコミュニケーション、人間関係、また社会性が身につけられるよう配慮しつつ、下請作業、肥料の製造販売等の作業訓練を行うとともに、会員相互の親睦と社会生活訓練等として買い物実習やスポーツ交流会等への参加についても積極的に実施する。

地域活動支援センターⅢ型として、作業訓練・社会生活訓練のほか就労相談をはじめ各種相談支援に力を注ぐ。

#### (4) 主な業務内容

- ① 作業訓練
  - ・自動車電気部品組立
  - ・野菜の包装加工
  - ・EMボカシの製造
  - ・野菜の栽培
- ② 生活指導
  - ・挨拶、食事、清掃等
- ③ 相談業務

(5) 平成 24 年度 旭市福祉作業所利用人員

月	定員	利 用 実人員	年 齢 区 分					実習生 受 入 人 数	各月利用 延 人 員	1日当り の平均 利用者数	開所 日数
			15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上				
H24年4月	10	7	0	0	3	1	3	0	117	5.9	20
5月	10	8	0	0	3	2	3	0	129	6.1	21
6月	10	10	0	(実3) 0	3	1	3	3	148	7.0	21
7月	10	7	0	0	3	1	3	0	128	6.1	21
8月	10	6	0	0	2	1	3	0	119	6.0	20
9月	10	8	0	0	3	2	3	0	113	5.9	19
10月	10	11	(実1) 0	(実3) 0	(実2) 1	1	3	6	140	6.4	22
11月	10	5	0	0	1	1	3	0	103	4.9	21
12月	10	5	0	0	1	1	3	0	90	5.0	18
H25年1月	10	6	0	(実1) 0	1	1	3	1	86	4.8	18
2月	10	5	0	0	1	1	3	0	95	5.0	19
3月	10	7	0	0	2	2	3	0	104	5.2	20
合 計		85	(実1) 0	(実7) 0	(実2) 24	15	36	10	1,372	5.7	240

※ (実) は実習生受入人数。

2 市との関係

市は、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により、平成 18 年 4 月 1 日から当該団体を指定管理者として指定し、旭市福祉作業所の管理に関して 3 ヶ年ごとの基本協定と毎年度の年度協定を締結していた。

なお、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、管理を継続することが適当ではないとして、平成 25 年 3 月 31 日付で指定管理者を取り消した。

(1) 指定管理期間

	指 定 期 間	指 定 管 理 者
1	平成 18 年 4 月 1 日～平成 21 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人 旭市手をつなぐ育成会
2	平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人 旭市手をつなぐ育成会
3	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	特定非営利活動法人 旭市手をつなぐ育成会

## (2) 指定管理料

年 度	旭市福祉作業所指定管理料（円）		
	訂正前	訂正後	返還額
19	8,018,229	8,018,129	100
20	8,221,654	7,877,004	344,650
21	9,437,845	8,271,703	1,166,142
22	9,622,224	8,290,338	1,331,886
23	9,331,038	8,535,072	795,966
24	9,587,749	9,587,749	0
合 計	54,218,739	50,579,995	3,638,744

平成19年度から平成23年度の指定管理料において、上記のとおり訂正となり、平成24年度に市へ返還された。

## 3 監査の結果

### (1) 社会福祉課に関する指摘事項

市が「特定非営利活動法人 旭市手をつなぐ育成会」に支払った旭市福祉作業所の指定管理料に係る経理において、当団体での経費の支出方法や領収書の管理状況などに不備が見られた。ついては、決算の状況を再度精査し、適正に処理されたい。

なお、旭市福祉作業所の指定管理は平成24年度末で終了しているが、所管する他の財政援助団体等においても適正に事業や経理が執行されるよう指導、監督を徹底することを要望する。